伯耆町生活支援灯油等購入券の配付について

地域の消費喚起及び生活支援を目的として、福祉的配慮を要する家庭に対して灯油等購入券を配付します。

すでに、対象世帯には簡易書留郵便で配付を行っています。「対象世帯だが届かない」、「郵便局の保管期限が過ぎてしまった」という方は、下記までお問い合わせください。

また、平成26年度中に高校などに在学中の生徒がいる世帯については、在学確認できる書類の写しを6月1日(月)までに提出する必要がありますので、まだ手続きをしていない方は、早めに行ってください。

使用方法

右表のお店で、灯油等(灯油、ガソリン、軽油)の購入に使用できます。1世帯当たり1,000円券が5枚(5,000円分)となっています。

※お釣りが出ませんのでご注意ください。

使用期限　9月30日(水)まで

【問い合わせ先】福祉課　福祉支援室　☎68−5534

対象となる世帯

平成26年度中に以下の状況にある世帯

①生活保護世帯

②高齢者(65歳以上)のみで構成された住民税非課税世帯

③15歳以下の児童・生徒がいる世帯

④16歳以上18歳以下で高等学校などに在学中の生徒がいる世帯

指定灯油等小売店

灯油等小売店	所　在　地
(株)石崎石油	溝口5−9
大森石油店	遠藤334
岸本ビークル(株)給油所	大殿47−1
(株)真木自動車　米子東給油所	大殿543−2
(株)鳥取西部ジェイエイサービス岸本給油所	岸本146−2
コメリハード&グリーン溝口店	谷川172
ジュンテンドー伯耆店	大殿952

配付方法

対象世帯①〜③の方…簡易書留郵便で既に配付しています。

対象世帯④の方…在学の確認ができ次第、簡易書留郵便で配付します。

【提出書類】　生徒手帳、在学証明書などの写し

【提出期限】　6月1日(月)まで

【提 出 先】　福祉課　福祉支援室

二輪車などの軽自動車税の引き上げが1年延期されます

地方税法の改正により、原付きバイクなどの二輪車の軽自動車税の引き上げ時期が、予定していた平成27年度から1年延期されることになりました。

平成28年度からは以下のとおりの税額となります。

車種区分		税額 平成27年度	税額 平成28年度〜
原動機付自転車	50cc以下	1,000円	2,000円
	50cc超　90cc以下	1,200円	2,000円
	90cc超125cc以下	1,600円	2,400円
	ミニカー	2,500円	3,700円
二輪の軽自動車(125cc超250cc以下)		2,400円	3,600円
二輪の小型自動車(250cc超)		4,000円	6,000円
小型特殊自動車	農耕作業用	1,600円	2,400円
	その他(フォークリフトなど)	4,700円	5,900円
雪上車		2,400円	3,600円

【問い合わせ先】住民課　税務室　☎68−3114

軽自動車税減免制度のご案内

障がい者手帳などの交付を受けている方は、軽自動車税の減免を受けることができます。また、身体障がい者用に改造された軽自動車も減免の対象となります。

対象者

- 身体障がい者手帳、戦傷病者手帳の交付を受けている人(障害の程度によっては減免を受けられないこともあります。)
- 療育手帳Aの交付を受けている人
- 精神障がい者保健福祉手帳1級の交付を受けている人
- 車いすの昇降装置など、身体障がい者用に改造した車を所有している人

申請に必要なもの

運転免許証、印鑑、障がい者手帳、車検証など

申請期限　5月25日(月)

申請窓口　住民課税務室、分庁総合窓口課

【問い合わせ先】住民課　税務室　☎68−3114